



横浜東部就労支援センター

3月のお知らせ

☆ほっとフライデー (要予約)

3月18日(金)
17時から19時

ほっとフライデーとは

就労中の登録者対象の夜間相談です。毎月第3金曜日の午後5時から7時まで、予約制で実施します。

☆相談を希望される方は事前に担当者までご連絡ください。

※緊急事態宣言が発令された際は中止とさせていただきます。その際は、こちらに掲載いたします。

～来所される方へのお願い～

コロナ対策のため、以下の対応をお願いします。

- ・マスクを着用しての面談
 - ・来所時に検温と手指アルコール消毒の実施
- ※37.5℃以上の場合は、面談は延期とします。
- ・相談は時間短縮で対応させていただきます。

横浜東部就労支援センター

〒221-0045

横浜市神奈川区神奈川 2-14-17

加瀬ビル 3階 301号室

TEL:045-450-5181 FAX:045-450-5185

センター開所時間

午前8時45分～午後5時15分

(土、日、祝祭日休)



○まん延防止等重点措置が延長されました○

現在適用中の「まん延防止等重点措置」が3月21日まで延長されました。引き続き新型コロナウイルス感染対策を徹底の上、横浜東部就労支援センターの業務を行っております。センターへの相談に関して、通常通り受け付けていますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



○令和4年1月1日から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されました。

令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)は対象になります。現在傷病手当受給中の方など対象の方はご確認くださいね。

詳しくはこちらをクリック↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000857062.pdf>

☆確定申告について

2022年の確定申告期間は、**2022年2月16日(水)～3月15日(火)**です。確定申告するには、確定申告書に必要事項を記載し、税務署に提出する必要があります。税務署に直接持参する以外に、郵送や電子申告、さらには税務署の時間外収集箱へ投函などの方法で提出することも可能です。確定申告書の書式は税務署でもらえるほか、インターネットからもダウンロード・印刷が可能です。

会社で年末調整ができなかった方や医療費控除の還付申告がある方は、忘れずに手続きしてくださいね。

※コロナの影響で申請が遅れる場合の期限は4月15日までになります。

詳しくはこちらをクリック↓

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0022001-187_04.pdf

【参照】[国税庁 確定申告書 A](#) [国税庁 確定申告書 B](#)



ほっとひとこと



マスク生活が長く続いてますが、マスクにアロマオイルをつけたり、マスクスプレーをつけると、リフレッシュできてよいですよ。

